

# 一般社団法人日本活断層学会『活断層研究』編集要領

2017年1月27日制定

1. 学会事務局は、原稿を受け付けた日付を記録し、著者に連絡するとともに、原稿を編集委員長および副委員長に転送する。
2. 副編集委員長は、編集委員長が関わる論文への対応と編集委員長が長期にわたって不在等で編集作業に遅滞が生じる恐れがある場合に、編集委員長に代わって職務を履行する。
3. 編集委員長は、原稿が投稿規定・執筆要領に著しく違反している場合、著者に体裁を整えるよう勧告し、査読を行う前に原稿を返却することができる。
4. 編集委員長は、編集委員会の決定に基づき、論説その他の原稿を依頼することができる。
5. 編集委員会は、特集号を企画し、編集長を指名することができる。
6. 編集委員長は、編集委員に原稿の編集担当を依頼する。ただし、最終的な審査は編集委員会の責任において行うものとする。
7. 編集委員は、下記人数の会員または非会員からなる査読者を選定し査読を依頼する。編集委員自身が査読を担当してもよい。
  - 論説・総説：2名
  - 短報・資料・討論・フォーラム・口絵・書評・ニュース・活断層情報・訂正：1ないし2名2名の査読者の見解が著しく異なる場合および1名以上の査読者より却下と判定された原稿については別の査読者に査読を依頼することができる。
8. 編集委員は査読者の助言に基づいて、原稿の内容および表現の変更を著者に勧告することができる。
9. 編集委員は、字句の修正、英文の改善、および不備な図表や写真の修正を著者に求めることができる。
10. 編集委員は編集委員長と協議の上、著者に原稿の種別を変更することを勧告することができる。
11. 編集委員は、原稿において執筆要領に違反する部分の修正や、内容の変更とはならない範囲での表現の軽微な修正を、著者の承諾なしに行うことができる。
12. 編集委員長(副委員長)は、編集委員会が掲載不適当と判断した原稿については、その理由を明らかにした文書を著者に送付し、掲載を拒否することができる。
13. 原稿が査読結果と共に著者に返されてから3か月以内に改訂原稿が送られて来ない場合には、編集委員長はその原稿は取り下げられたものと判断する。
14. 編集委員が原稿の採用を決定した日を受理日とし、編集委員長はこれを記録するとと

もに著者および事務局に連絡する。また、原稿が不採用の際も著者および事務局に連絡する。

15. 編集委員は、受理された原稿の最終原稿の提出を著者に求める。同時に編集委員長に受理日を伝える。
16. 編集委員長は適宜事務局に編集の進行状況を伝える
17. 編集委員は著者と共に著者校正稿の確認を行う。
18. 編集委員長・副委員長と事務局で印刷前のゲラ刷りの確認を行う

#### 附則

- 1 この規程は 2017 年 1 月 27 日から実施する。